

IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ本「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」へのアクセスもしくはその利用、記名押印、または「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したとみなされます。「ご利用条件」に同意した場合、適用法により禁止されるか、または別段の合意がない限り、信頼できる手段(例えば photocopy または facsimile)により作成された、「ご利用条件」の写しは、原本と同一とみなされます。

お客様がお取引先に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お取引先に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。

第 1 章 - 一般条項

1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができます。

2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」において、「プログラム」は適用される「本契約」で使用されている「プログラム」を含み、「取引文書」は「IBM SaaS 見積書」を含みます。

前提ソフトウェアとは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

「ゲスト・ユーザー」とは、お客様とのデータ交換のために「IBM SaaS」にアクセスすること、またはお客様に代わって「IBM SaaS」を利用することをお客様が許可した「IBM SaaS ユーザー」をいいます。

「メールボックス」とは、お客様に割り当てられ、お客様が電子データを送信し、保存し、受信することができる個人用のセキュアな電子ストレージ・スペースをいいます。

「パートナー」とは、お客様が取引関係を有する法人組織をいいます。

プライバシー・プラクティスとは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲示されている「プライバシー・プラクティス (改訂があれば改訂版も含みます。)」を意味します。

3. 料金に関する一般条件

3.1 課金単位

「IBM SaaS」のサブスクリプション料金は、以下の 1 つ以上の課金単位に基づきます。

「エンティティ ID」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「エンティティ ID」は固有の ID であり、「IBM SaaS」における「SaaS」環境においては別の用語(カスタマー ID、パートナー ID、サプライヤー ID、ベンダー ID または EDI ID を含みますがこれらに限定されません。)で言及される場合があります。お客様の「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」に含まれる「エンティティ ID」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「ファイル」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ファイル」とは、特定の名前で相互にバンドルされる 1 つ以上のデータ、情報、またはプログラム・レコードとして定義されます。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「ファイル」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

IBM Sterling Web Forms、IBM Sterling Supplier Portal、IBM Sterling Supply Chain Visibility Vendor Compliance および IBM Sterling B2B Services において、「エンティティ ID」は、その取引を行うエンティティの組織構造にかかわらず、取引を行うエンティティに固有の ID です。

「ギガバイト」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3.2 料金 & 課金

3.2.1 セットアップ

セットアップ料金は、(a) 「取引文書」に記載される特定の部品番号、または (b) IBM とお客様との間で別途締結するプロフェッショナル・サービス契約での作業内容に記載される料金のいずれかにより定められます。「セットアップ・サービス」は、お客様が所有または管理する所在地、または IBM が所有または管理する所在地においてのみ提供されます。

3.2.2 サブスクリプション課金

「IBM SaaS」に対する料金は、次のように「取引文書」に記載されます。

サブスクリプション料金は、「取引文書」に定める期間に対して月払いまたは年払いでの請求を選択することができます。請求サイクルに応じた支払額は、サブスクリプション料金および超過料金を基本に計算されます。

3.2.3 超過分の料金

請求サイクル中のお客様の実際の課金単位が注文数量を超過する場合には、お客様はその超過分についても月次で請求されます。超過料金は、「取引文書」の定めに従って請求されます。

3.2.4 オンデマンド

オンデマンド・オプションは、お客様がオンデマンド・オプションを採用した月に請求され、「取引文書」の定めに従って支払われるものとします。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント (以下、「アカウント」といいます。) を登録する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様はいつでも、「アカウント」の登録の際にお客様が提供するもしくは「IBM SaaS」において利用する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」へのアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. トレードアップ

特定の「IBM SaaS」オファリングを置き換える、別の「IBM SaaS」オファリングは、割引料金で取得できる場合があります。IBM が、置き換えられた「IBM SaaS」オファリングに対するアクセスをお客様に提供した場合、お客様は、IBM が元の「IBM SaaS」オファリングに対するお客様の利用を終了させることに同意するものとします。

6. オンデマンド・サービス

オンデマンド・オプションは、「本契約」および「取引文書」の条件に基づいて注文します。

7. 「IBM SaaS」の中断および終了

7.1 中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBM は、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

7.2 終了

IBM は、お客様が「本契約」または「ご利用条件」を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM からの書面による通知を受領してから合理的な期間内に是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。IBM は、現行の「サブスクリプション期間」または更新期間の末日に、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了することができます。ただし、IBM が、その時点で現行の「サブスクリプション期間」の末日から 90 日前までに、お客様に対し書面にて解約を通知することを条件とします。終了により、お客様はすべての未払い料金を支払う責任を負い、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、自己の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

8. 「サブスクリプション期間」の更新

8.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」を締結しているお客様については、「本契約」の 3.5.4 項(「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」の自動更新)の最初および第 2 番目(太字)の条件は、適用される各国固有の条件も含めて、この「IBM SaaS」オファリングに適用されます。ただし、(a) この「ご利用条件」では、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとし、(b) 「IBM SaaS サブスクリプション期間」の自動更新が行われないようにするためには、お客様は、その時点で有効な「サブスクリプション期間」が終了する 90 日前までに、IBM に対して書面にて解約を通知しなければならないものとします。

8.2 必要なお客様の更新

「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のお客様は、当該契約でこれと異なる規定(各国固有の条件を含みます。)がある場合も、IBM SaaS オファリングは、初期「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。初期「サブスクリプション期間」を超過して引き続き「IBM SaaS」を使用し続けるためには、お客様は「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条件の下で新規のサブスクリプションを取得する必要があります。

9. 緊急時保守および定期保守

IBM が決定する保守作業の時間帯において、IBM は、定期保守を実施します。この他にも予定停止時間や臨時停止時間が生じる場合があります。通常のアプリケーションおよびシステムのアップグレードは、

https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center または IBM が提供するその後の URL の記載に従って実行します。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

10. アップデート

IBM が「IBM SaaS」に対して提供するまたは一般的に入手可能とする、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントまたは置き換え（以下、総称して「アップデート」といいます。）は、IBM が提供するそのような「アップデート」に適用される追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。お客様は、IBM が特段の通知または同意を取得することなく、IBM の標準操作手順に従って「IBM SaaS」に対する「アップデート」を自動的に送信、アクセス、インストールおよびその他によって提供することに同意します。

「アップデート」を作成、提供またはインストールすることは、IBM の義務ではなく、「ご利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

11. ご利用条件の改訂

IBM は、IBM が「サブスクリプション期間」中に「IBM SaaS」に対して提供または一般的に入手可能とする「アップデート」を反映するため、および適用法によるその他の要求により、お客様に対して少なくとも 30 日前に当該の変更された条件について通知を行い、「ご利用条件」を事前に変更する権利を留保します。更新されたサブスクリプションには、その更新時に有効な「ご利用条件」が適用されます。

12. テクニカル・サポート

別紙 A に別段の優先的な規定がない限り、テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オファリングおよび「前提ソフトウェア」（該当する方）に対して

https://customer.sterlingcommerce.com/group/sterling/support_center または IBM が後に提供する URL に定める「サブスクリプション期間」において提供されます。

テクニカル・サポートは「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されるものではありません。

13. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティー

13.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令（「EU 指令 95 / 46 / EC」ならびに同指令（およびその施行法）に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など）を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i) 「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii) 「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」（お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。）に関して単独責任を負うことを認め、かつ、これに同意するものとします。お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独の責任を負うものとします。

「IBM SaaS」は、いかなる形式による「特定の機微な個人情報」または「秘守義務の対象となる医療情報」（以下で定義）の保管または受信も目的としていません。また、お客様は IBM に提供されたそれらの情報、または IBM によるそれらの情報の紛失や開示に関連して、IBM が被る合理的な費用および他の金額（第三者の請求から生じたものを含みます。）に対する責任を負うものとします。「特定の機微な個人情報」とは、次のようなものです。1) 紛失した場合にデータ侵害通知要件の適用対象となる個人データ。金融情報、国が定める識別番号（社会保険番号（SIN）、社会保障番号（SSN）など）または運転免許証やパスポート番号などの政府が発行する識別番号、銀行口座番号、クレジット・カードまたはデビット・カード番号が含まれますが、これに限定されません。2) 人種または民族的起源、性的指向、政治的意見、宗教的、イデオロギー的、もしくは哲学的な信条もしくは活動、または労働組合の組合員情報に関する

個人情報。「秘守義務の対象となる医療情報」とは、改正に伴い Health Information Portability and Accountability Act of 1996 ("HIPAA") で規定された「個人を特定可能な医療情報」です。

お客様は、IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合に、IBM がお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転することに同意します。お客様は「IBM SaaS」がかかる国にかかる法人により提供されることに同意し、「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転がデータ保護に関する適用法を遵守しているかという判断については、お客様のみが責任を負います。IBM は、お客様またはお客様の「データ管理者」が必要な承認の取得など法律上の義務を履行するにあたって、合理的な範囲でお客様に協力するものとします。

IBM が、「IBM SaaS」の一部における「個人情報」の処理または保護の方法を変更し、その変更によりお客様がデータ保護に関する適用法を遵守できなくなる場合、お客様は、IBM がお客様に変更を通知した日から 30 日以内に IBM に対して書面にて通知することにより、影響を受けた「IBM SaaS」の現在の「サブスクリプション期間」を終了することができます。IBM は、この終了に関して、お客様に料金を返金する義務を負わないものとします。

13.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限って、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

本「ToU」または「本契約」の終了または満了後、お客様からの書面による要望により、IBM はお客様が「個人情報」と特定するすべての「コンテンツ」について、破棄するか、またはお客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対して「個人情報」に関する情報またはこれに対するアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的な範囲でお客様に協力します。

13.3 コンテンツの保護

「本契約」においてこれと異なる規定がある場合でも、

- a. IBM が適用法を遵守することを条件として「IBM SaaS」を本契約で意図するとおり運用および実施するために行う場合を除き、IBM は、お客様の「コンテンツ」を意図的に開示または使用しません。
- b. IBM は、お客様の「コンテンツ」の処理を、IBM が下記のセキュリティー・プラクティスおよび手順を導入している、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムにおいてのみ行います。

13.4 セキュリティー・プラクティス

IBM は、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムに関して、プラクティスおよび手順(定期的に修正される場合があります。)の導入および保守を行います。これらのプラクティスおよび手順は、「IBM SaaS」の「コンテンツ」またはお客様による「IBM SaaS」の使用に対して干渉、悪用、またはその他の損害を招く可能性のある不慮の損失、不正侵入、無許可アクセス、権限のない開示もしくは変更、または不法行為に対するシステムのぜい弱性を低減するために策定されたものです。お客様はご要望に応じて、「IBM SaaS」に適用されるプラクティスおよび手順の説明を、適用される技術的な手段や運用上の手段を含めて利用することができます。お客様は、これらのプラクティスおよび手順がお客様の要件を満たす適切なものであるかどうかの判断につき、責任を負うものとします。「IBM SaaS」の使用をもって、IBM のプラクティスおよび手順、ならびにこれらのお客様の目的に対する適合性についてお客様が応諾されたものとみなします。「IBM SaaS」の「セキュリティー・プラクティス」に別段の定めがある場合を除き、IBM はいかなるセキュリティー機能に関して、または IBM SaaS もしくはお客様のコンテンツが何らかの侵入もしくは不法行為から保護されることを、表明または保証するものではありません。

14. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース (現地採用している非永住者または世界各国の担当者) を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法規の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

15. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意します。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」、または、お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロード、もしくは転送した「コンテンツ」。

16. 著作権侵害

IBM はそのポリシーにより、他人の知的財産権を尊重します。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html> に記載の「Digital Millenium Copyright Act Notices (デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意)」をご確認ください。

17. 保証および除外事項

17.1 保証の内容と制限

IBM は、「IBM SaaS」がこの「ご利用条件」の別紙 A に含まれる仕様に準拠することを保証します。お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

「IBM SaaS」が保証されたとおりに機能せず、かつ、IBM がそれを保証されたとおりに機能させることができない場合、IBM は、お客様により事前に支払われた金額を按分により返金し、「IBM SaaS」を利用するお客様の権利は終了するものとします。この限定保証は、「IBM SaaS」オフファリングの「サブスクリプション期間」において、適用されます。

保証の適用除外

IBM は、「IBM SaaS」の実行が中断しないこと、確実に実行されること、またはその実行に誤りがないことを保証せず、また、IBM が第三者による「IBM SaaS」の中断を予防できること、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。

「IBM SaaS」の利用による結果については、お客様の責任とします。

17.2 保証の範囲

本条の保証は、保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

17.1 項に定める保証は、次の場合、適用されません。誤用、事故、変更、不適切な設備条件もしくは稼働環境での使用、お客様もしくは第三者によってなされた不適切な保守、または IBM 以外の者の責に帰すべき事由により生じた障害もしくは破損。

18. 「IBM SaaS」オフファリング固有の条件

「取引文書」に従って、IBM は「IBM SaaS」の計画、構築および実装に必要なソリューション・リソースを提供します。これには以下のフェーズを含みます。

- a. 「サービス設計フェーズ」は、ビジネスおよび技術環境の設計です。IBM は、お客様の現在の環境に対する評価を提供します。これには、過去に作成したアーキテクチャー文書を、ハードウェア・

システム、通信、アプリケーション・インターフェースの初期セットアップのために収集する追加要件およびパートナーの要件に照らしてレビューすることが含まれます。

- b. 「サービス提供フェーズ」は、お客様の既存の取引パートナーのコミュニティー (例えば、エンティティ ID) を「IBM SaaS」へ移行します。「取引文書」に従って、IBM は以下のことを行います。
- (1) お客様と IBM 間に接続を実装します。
 - (2) お客様のパートナーと IBM 間に接続を実装します。
 - (3) IBM のテスト計画に従って、接続テストを実施します。
 - (4) お客様と協力して、お客様のパートナー・コミュニティーの実装を管理します。
- c. 「運用フェーズ」は、IBM が「IBM SaaS」日常運用管理を行います。IBM は、お客様のファイル移行インフラストラクチャー (機器、通信およびアプリケーションを含みます。) に関連するハードウェアおよびソフトウェアを保管する設備を、保護された環境で運用し、管理します。

必要に応じて、追加のリモート・サービスは、別途締結されたプロフェッショナル・サービス契約におけるカスタマイズされた作業記述に記載された料金に従い請求されます。

お客様は、テスト期間、移行および変換に関連する限りにおいて、事業継続性およびパートナー・コミュニティーに期待される効果を維持する責任を負うものとします。

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、そのような第三者の Web サイトもしくはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、かつ、そのような第三者の Web サイトまたはサービスに対していかなる責任も負いません。

IBM ソフトウェア・アプリケーションの構成を行うことをお客様 (またはお客様が指定する第三者) に許可するユーザー出口が「IBM SaaS」に含まれていて、お客様 (またはお客様が指定する第三者) がそのユーザー出口を利用する場合、IBM は、いかなる構成結果 (以下、「お客様の固有の拡張機能」といいます。) に対しても責任を負わないものとします。「お客様の固有の機能拡張」は、「IBM SaaS」の一部として含まれないものとします。

IBM は、(a) お客様による「IBM SaaS」の利用に関する匿名のデータ、総計のデータおよび要約のデータを蓄積して分析し、(b) 報告書、研究論文、分析、ならびに前記の蓄積および分析の結果によるその他の研究物 (以下、総称して「蓄積データ」といいます。) を作成する場合があります。IBM は、「蓄積データ」に対するすべての権利を保持するものとします。

IBM は、IBM 製品のテストおよびその品質の向上を唯一の目的として、お客様のデータを「IBM SaaS」環境内の非生産的使用目的サーバーにコピーする場合があります。

お客様は、「セットアップ・サービス」に対する義務を IBM が履行するのに合理的に必要な範囲において IBM に対して無償で、(1) お客様のシステム、情報、人員およびリソースへの十分なアクセスを提供すること、「セットアップ・サービス」を促進するにあたりお客様のその他の責任を果たすこと、ならびに (2) IBM の従業員および請負業者がお客様の敷地内にいる間、かかる者に適切かつ安全な作業環境を提供することに同意するものとします。IBM は、お客様によるかかるアクセスの提供の遅滞または「セットアップ・サービス」に関するお客様のその他の責任の履行遅延から生じる「セットアップ・サービス」の履行遅滞または不履行について、責任を負わないものとします。

IBM は、お客様、「お客様のエンタープライズ」またはお客様のパートナーによる、またはそれらの間における製品もしくはサービスの申し込みまたは販売 (以下、「取引」といいます。) に関連するいかなる事項に対しても、それらの取引がかかる法人により、またはかかる法人間において「IBM SaaS」の結果として伝えられたかにかかわらず、責任を負わないものとします。

お客様の「ゲスト・ユーザー」は、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用のために、IBM が提供するオンラインでの同意を要求される場合があります。お客様は、次の要件を含め「ゲスト・ユーザー」に対する責任を負うものとします。a) 「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」に関連するあらゆる請

求、b)「ゲスト・ユーザー」に発生する料金、またはc)「ゲスト・ユーザー」による「IBM SaaS」の不正使用。

「IBM SaaS」には、お客様およびお客様のパートナーとの間のデータの送受信が含まれます。IBMは、「IBM SaaS」を提供する目的または適用法もしくはは法的手続に基づき要求される場合に限り、お客様またはお客様のパートナーが所在する国の外に、データを転送または格納することができるものとします。

別紙 A に別段の記載がない限り、IBM は、ブラウザ・ベースの可視化ツールを通じて、0 ～ 14 日前のデータに対するオンライン可視性を維持し、提供します。14 日間を経過すると、データは消去されます。

いかなる時点においても、「IBM SaaS」には、お客様から、またはお客様に代わって受け取った医療請求データもしくはその他の健康関連情報の処理(標準以外の形式または標準以外のデータ・コンテンツから標準要素またはトランザクションへの処理(もしくはこの反対の処理))、または処理の促進)は含まれません。

IBM は、IBM にデータを送信する(および IBM からデータを受信する)ために使用される通信ソフトウェアを承認しなければなりません。「IBM SaaS」によって、(共通のキャリアの通信デバイスまたは端末装置を使用して)お客様の装置と IBM の装置の接続が要求される場合、お客様が提供(および使用)するデバイスおよび装置は、IBM によって承認された型でなければなりません。IBM は、「IBM SaaS」を提供するために独自の装置、ソフトウェア、および通信キャリアを選択する単独かつ独占的な権利を有します。本書で別途指定されていない限り、お客様は、「IBM SaaS」にアクセスするために、適切なインターネット・サービス・アカウントおよび接続を取得することに責任を負います。

18.1 お客様には、以下のことを行っていただきます(かつ、該当する場合は、お客様のパートナーにも以下のことを行うよう要求していただきます)

- a. お客様のそれぞれのアプリケーション、ハードウェア(無許可アクセスを防止するための適切なファイアウォールの導入および保守を含みます。)、 「メールボックス」、ならびに伝送に対して十分なセキュリティを確保し、かかる「メールボックス」および伝送をモニターすること。
- b. すべての処理エラーもしくは失敗、非準拠の伝送、送受信の失敗または「メールボックス」にアクセスできないことについて、IBM に通知すること。
- c. データの正確性および完全性を検査すること。また、お客様が、「IBM SaaS」環境内で、データを判読不能にする必要がある場合に(またはそれを希望する場合に)、データを暗号化すること(利用可能な場合には、「IBM SaaS」の一部として暗号化コンポーネントをサブスクリブすることも含みます)。
- d. 適切なデータ処理パラメーターおよび伝送パラメーターを設定すること。
- e. データ、処理、および伝送のエラーを特定するために、適切な安全機能が導入されていることを確認すること。
- f. IBM が、「IBM SaaS」によって提供されたサービスを復元するために必要なすべてのデータ、ファイル、およびその他のマテリアル(カード・ファイル、テープ・ファイル、ディスク・ファイル、およびプリンター出力など)を復元できるように、十分な関連データ、ファイル、およびその他のマテリアルを保持すること。
- g. お客様と IBM 間の共同接続テスト中において、お客様と IBM 間に接続を実装し、IBM に協力すること。
- h. お客様がパートナー・リストを提出しなければならないすべての「IBM SaaS」コンポーネントに対して、次の情報を提供すること。
 - (1) パートナーの名称および住所
 - (2) 連絡担当者の氏名および電話番号
 - (3) FAX 番号(利用可能な場合)
 - (4) Eメール・アドレス
- i. テスト期間、移行、および「IBM SaaS」に対する変換に関連して、事業継続性を維持し、パートナー・コミュニティに期待される効果を伝えること。

- j. 合理的な要求に従って、システム、セキュリティー、および通信アーキテクチャーのダイアグラムを提出すること。
- k. IBM の合理的な要求に従って、支援を提供するためにお客様のスタッフを確保すること。

18.2 IBM は、以下に対して責任を負いません。

- a. お客様または第三者の装置やソフトウェアのエラーまたは障害
- b. お客様に対して (またはお客様によって) 送信された連絡事項に基づいたお客様または第三者の行動に起因する障害
- c. お客様のいずれかのパートナーの信用度または業績
- d. お客様またはお客様のパートナーによって不適切に送信されたデータ、または
- e. IBM が「本契約」の一部を解除した場合における移行の復元サービスの提供

19. 一般条項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとします。一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行もしくはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとします。「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

20. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとします。「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示 (注文書、確認書または電子メールなど) による条件の追加または変更は、無効とします。「ご利用条件」は、本書に定める場合に限り修正することができます。

第 2 章 - 各国固有の条件

以下の条件は、第 1 章で定める条項に代わり、または第 1 章で定める条項を変更するものとします。本章で変更のない限り第 1 章の条項は何ら変更なく、有効に存続するものとします。第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものであり、以下のとおり構成されます。

- アジア太平洋地域における変更、および
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々における変更

アジア太平洋地域における修正

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

The following is added to the end of Section 17:

The warranties specified this Section are in addition to any rights Customer may have under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

日本

17. 保証および除外事項

第 17 条の第 1 段落から以下を削除するものとします。

お客様は、各国の法律に別段の定めのある場合を除き、かかる仕様が英語のみで提供される場合があることに同意するものとします。

ニュージーランド

17. Warranty and Exclusions

The following is added to this Section:

The warranties specified in this Section are in addition to any rights Customer may have under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) の国々における変更

EU 加盟国

The following is added to Section 17: Warranty and Exclusions:

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 17: Warranty and Exclusions.

オーストラリア

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

ドイツ

17. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 17 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following;

17. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS Appendix A of this Terms of Use and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

アイルランド

17. Warranty and Exclusions

The following paragraph is added:

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

アイルランドおよび英国

20. Entire Agreement

The following sentence is added at the beginning of this Section 20:

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.

別紙 A

SaaS に関する記述

機能およびコンポーネント

「IBM SaaS」、IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service は、お客様のパートナーのコミュニティーにファイルを送信するための単一で信頼できるセキュアな接続を、お客様が管理することを実現するクラウド・ベースの B2B Integration-as-a-Service as-a-Service ソリューションです。以下に示す「IBM SaaS」コンポーネントの使用に対する特定の指示については、IBM が随時改定し提供するその時点で利用可能なユーザー文書（「ユーザー・ガイド」）を参照してください。

すべての利用可能な「IBM SaaS」コンポーネントは、以下のリストに示します。お客様は、「取引文書」もしくは（「ご利用条件」に定められる）個別の作業内容に基づいて、または（「ご利用条件」に定められる）オンデマンドもしくはリモート・サービスとして、サブスクライブした「IBM SaaS」コンポーネントのみを受け取る権利を有します。

1. 基本「IBM SaaS」

1.1 転送

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service: 選択したお客様のパートナー・コミュニティーで、大きな「ファイル」のマシン間転送を提供します。
- b. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Processing: 月間ベースで測定される「ギガバイト」の総容量を「IBM SaaS」により処理します。

1.2 サポート・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Partner Support: パートナーにサポートを提供します。これには、File Transfer Service に関する問い合わせに回答し、お客様と障害の解決を調整する目的で、File Transfer Service の障害に対する責任の範囲を決定することが含まれます。IBM は、Eメールまたは電話を通じてパートナーにサポートを提供します。このレベルのサポートは、第 12 条で定義した標準サポートに追加されるものです。

1.3 データの保存

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Extended Data Retention: 事前に決定された延長期間にわたって「ギガバイト」単位のデータを保存します。データ量は、月の末日に計測されます。

1.4 その他

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – File Compression: .zip 形式で圧縮された「ファイル」を解凍してから、お客様またはパートナー（いずれか該当する方）に送信し、または圧縮されていない「ファイル」を .zip 形式に圧縮してから、お客様またはパートナー（いずれか該当する方）に送信します。
- b. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – File Encryption: PGP で暗号化された「ファイル」を復号してから、お客様またはパートナー（いずれか該当する方）に送信し、または暗号化されていない「ファイル」を PGP で暗号化してから、お客様またはパートナー（いずれか該当する方）に送信します。

2. セットアップ・サービス

- a. IBM Sterling B2B Services – File Transfer Service – Partner Set-up : IBM が「IBM SaaS」上でサポートするプロトコルのいずれかを通じてパートナーとの接続を確立します。お客様は、パートナー・リストを IBM に提出しなければなりません。

IBM の責任:

- お客様に連絡を取り、「IBM SaaS」を使用してお客様が取引を希望するパートナーのリストを取得します。
- プロジェクト計画を作成します。これには、実装を完了するための役割および責任の定義、ならびに導入スケジュールの確立が含まれます。
- お客様のパートナーに対してアンケートをお客様に代わって送信し、接続を確立するために必要な情報を収集します。IBM が連絡を取ることができなかったパートナーについてお客様に通知します。お客様は、パートナーをセットアップできるように、そのパートナーに連絡し、アンケートに記入させる責任を負います。
- E メール、FAX、または電話による連絡を通じて、お客様の各パートナーに対して 2 回連絡を取るために努力します。パートナーに連絡を取ることができなかった場合、またはパートナーが応答しなかった場合は、この規定を遵守するために 1 回のフォローアップ・コールを行います。
- 各パートナーにつき 4 回を上限としてテストを行い、「IBM SaaS」に関連する基本的な問題を解決します。
- 要求された場合は、お客様に代わって AS2 証明書を生成します。
- 要求された場合は、お客様に代わって AS2 名を生成します。および、
- お客様が提供をしたドメインに対して IP アドレスを割り当てます。